

教育後援会被災・り災見舞金給付制度  
標題の件、下記のとおりご案内します。

1. 制度主旨

自然災害※により被災し、被災証明などを受けた在学生の実家及び世帯を同一とする家族に対し、教育後援会より見舞金を給付する制度です。

※原則、災害救助法施行令第1条による

2. 制度概要

\*支給対象

学生本人の実家（土地・建物等不動産）及び世帯を同一とする家族（住民票で本人と同一世帯に居住する家族）が自然災害により被災にあった地域に在住し、且つ以下の条件を満たす場合を対象とします。

①上の該当地域の世帯で被災証明書又はり災証明書が公役場（市・区・町など）から交付されたもの

②申請日を含む学期に在学しているもの

\*支給金額

すべて一律3万円。又、同一案件において一世帯あたり1回までとします。

3. 申請時必要書類等

①教育後援会被災・り災見舞金申請書

②被災証明又はり災証明書の写し

③学生証

④印鑑

4. お問い合わせ先

窓口：学生課（教育後援会）TEL:078-794-3552